

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係（略）の一部を改正する条例
 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域（略）（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第5条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の規定にかかわらず、<u>同号</u>の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 4～7 （略） （運営規程） 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（<u>第5条第4項</u>又は第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。） （5）～（10） （略） （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定す	（従業者の員数） 第5条 （略） 2 （略） 3 第1項第2号の規定にかかわらず、<u>同項</u>の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。 4～7 （略） （運営規程） 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（3） （略） （4） 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（<u>第5条第2項</u>又は第9条第1項の利用定員をいう。第29条において同じ。） （5）～（10） （略） （管理者） 第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の業務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の業務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定す

改正後	改正前
る指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例<u>第67条第1項</u>に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）に従事することができる。 2・3 （略） （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1） （略） （2） 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成〇年四万十町条例第〇号）第31条各号に掲げる指定介護予防支援の具体的取扱方針及び同条例第32条各号に掲げる介護予防支援の提供に当たったの留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u> （3）～（15） （略） （従業者の員数） 第71条 （略） 2～9 （略） 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例<u>第110条第1</u>	る指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）<u>第5条第1項</u>に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例<u>第60条第1項</u>に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る業務を含む。）に従事することができる。 2・3 （略） （指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 第67条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 （1） （略） （2） 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、<u>規則で定める指定介護予防支援の具体的取扱方針及び介護予防支援の提供に当たったの留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。</u> （3）～（15） （略） （従業者の員数） 第71条 （略） 2～9 （略） 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例<u>第110条</u>に規

改正後	改正前
<u>項から第9項までに</u>規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。